

財団法人  
女性のためのアジア平和国民基金  
(アジア女性基金)

アジア女性基金は、元「慰安婦」の方々への国民の償いを行うこと、女性の名誉と尊厳に関わる今日的な問題の解決に取り組むことを目的として、1995年7月発足いたしました。以来政府と国民の協力によって、具体的な事業を実施してまいりました。

そのひとつは、元「慰安婦」の方々への国民的な償い事業です。それは、  
1) 元「慰安婦」の方々の苦悩を受け止め心からの償いを示す事業  
2) 国としての率直なお詫びと反省の表明  
3) 政府の資金による医療・福祉支援事業  
です。この償い事業については、一刻も早く日本の道義的責任を具体的に表したいという気持ちで進めています。

同時に、ドメスティック・バイオレンス（夫や恋人からの暴力）や人身売買など、女性や子どもに対する暴力や人権侵害によって苦しむ方々が、まだまだたくさんいます。アジア女性基金では、今日的な女性の人権の問題にかかわる事業によって、過去だけでなくすべての女性に対する暴力のない社会を目指して、その解決のために、以下のような様々な事業に取り組んでいます。

- ・女性に対する暴力のない社会を目指す啓発活動
- ・女性が今日直面している問題についての国際会議の開催
- ・女性の人権問題に様々な角度から取り組んでいる女性の団体への支援活動
- ・女性に対する暴力、あるいは、女性に対する人権侵害についての原因と防止に関する調査・研究
- ・暴力や人権侵害の被害女性に対するメンタルケアの開発など

基金の事業や活動についてのお問い合わせ、出版物のリストなどをご希望の方は、下記の住所にご連絡ください。なお、インターネットでも基金の活動はご覧になれます。

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-17-42 赤坂アネックス 4F  
TEL 03-3583-9322・9346  
FAX 03-3583-9321・9347

Eメール dignity@awf.or.jp  
ホームページ <http://www.awf.or.jp>

# インターネット ルール

ネットワーク社会と子どもたちの安全



# あなたのお子さんは いま、どこにいますか？ だれと会って、 どんな話をしていますか？

インターネット以前の日常であれば、保護者であるあなたは、比較的簡単にこのような問いに答えられたはずです。

ところが、家庭や教育の場にコンピュータが導入され、子どもたちがインターネットに親しむようになった現在、あなたはほんとうに、この問いに答えることができるでしょうか？

インターネットは、居ながらにして世界中の人々と国境を越えて交流ができるすばらしい世界です。世界中の情報を手に入れられる便利な道具です。

だからこそ、子どもたちはインターネットを通じて、どこへでも飛んで行きます。誰とでも話をします。さらに、未知の人間が子どもたちと関係をもとうと、回線を通じてアプローチしてきます。

子どもたちは保護者のもとで、自立のためにさまざまなルールやマナーや常識を学んでいます。社会の中で安全に暮らしていくには、礼儀をわきまえ、善悪を判断する力を身につけなければなりません。

インターネットは、決して仮想的な世界ではありません。現実社会そのものです。この世界を安全に生きていくためには、同じように礼儀や善悪の判断力が必要となるのです。

インターネットは新しい世界です。大人もまた、この世界を十分に知る必要があります。子どもたちの安全を守るために、ぜひこのハンドブックを活用してインターネットの世界を理解してください。



# 子どもたちが ネットワーク社会を安全に 生きるために



## もくじ

子どもたちがネットワーク社会を安全に生きるために.....	5
インターネットとはどんな世界か? .....	6
インターネットではどんなトラブルが起こるのか? .....	8
子どもたちがインターネットに参加することとは.....	10
<b>インターネットの世界で起きていること 事例と対策</b> ...	11
コミュニケーショントラブル.....	12
ネットストーキング.....	14
金銭的トラブル.....	16
違法・有害情報.....	18
子どもの性的搾取・虐待.....	20
<b>子どもにコンピュータを与えるときには</b> .....	22
子どもの性的搾取・虐待を考える	
<b>いま、世界の子どもたちに起きていること</b> .....	24
関連団体・参考ホームページ.....	26

インターネットの普及にともない、教育現場でもインターネットを活用した情報教育の重要性が叫ばれています。また、パソコンは各家庭でも急速に普及しつつあり、自宅でインターネットを利用する子どもたちも増えています。

では、子どもたちがいま飛び込もうとしているインターネットとは、いったいどんな世界なのでしょう？ この冊子では、インターネットがもつ性質のうち、保護者や教育関係者、そしてぜひ子どもたち自身に知っておいてほしい点や、注意が必要なことがらを紹介します。



# インターネットでは どんなトラブルが起こるのか？



**A** インターネットの世界で起こるトラブルを紹介します。

**コミュニケーショントラブル** .....事例と対策 12 ページ  
インターネット上には「チャット・ルーム」という、リアルタイムで文字による会話ができる場所や、「掲示板」という、特定の話題について意見を書き込み、多数の人と話し合える場所があります。いずれも、ハンドルネームと呼ばれる仮の名前で参加できることから、会話や議論が言い合いやけんかにつながることがよくあります。さらにそれが他人への誹謗や中傷へとエスカレートすることもあります。

**ネットストーキング** .....事例と対策 14 ページ  
インターネット上にメールアドレスや住所・電話番号などの個人情報を開示したり、あるいは誰かの手によってそれらが流布されてしまうと思わぬ被害を受けることがあります。度重なるいやがらせのメールが送られてきたり、執拗に交際を強要されたり、さらに根拠のない事実やプライバシーをインターネット上に公開されてしまうことにもなりかねません。このようなストーカー的行為にも注意が必要です。

**金銭的なトラブル** .....事例と対策 16 ページ  
インターネット上には、ショッピングモールやオークション会場も用意されています。ここでは、画面上のカタログを見て商品を注文したり、提出された品物をせり落とすことができます。金銭の決済方法はクレジットカードや銀行振り込み、代金引換等さまざま、代金を払ったのに品物が届かないといったトラブルや、クレジットカード情報が流出して、多額の被害を受けたといった事件も報告されています。

**違法・有害情報** .....事例と対策 18 ページ  
インターネットでは検索エンジンという検索システムを使うことで、だれでも欲しい情報を素早く手に入れることができます。ところがインターネット上のホームページは子どもにとってすべて役に立つ

情報とは限りません。そこにはポルノグラフィや薬物の入手法、さらに自殺マニュアルなどといった子どもにとって危険な情報が含まれています。これらの情報から子どもたちを遠ざけることが重要です。

**子どもの性的搾取・虐待** .....事例と対策 20 ページ  
インターネット上に違法な子どもポルノが流通していることも事実です。これらは明らかに性的に搾取・虐待された子どもがいることを示しています。ペドファイルと呼ばれる小児性虐待者たちは、メールやチャットルームを利用し、年齢や性別を偽って子どもに近づきます。実際に誘い出されて陵辱を受けるケースもあります。被害に合った子どもの傷は、何年たっても癒されることはありません。

## 「チェーンメール」への心得

「このメールは幸せのメールです。 時間以内に知り合いに同じ内容のメールを出してください」とか、「 というウィルスが発見されました。できるだけ多くの人にこの警告を伝えてください」といったメールを「チェーンメール」と呼んでいます。応答してしまうと、世界中でメールのやりとりが爆発的に増え、ネットワークに甚大な被害を及ぼします。チェーンメールを受け取ったら、ただちに削除するように指導してください。

### 用語解説

#### チャットルーム

インターネットに接続している者どうしが、同時に画面を見ながら文字で会話が楽しめるホームページ。

#### 掲示板

特定の話題について興味のある者が集い、話題を順次書き込んで、意見や情報を交換するホームページ。

#### ハンドルネーム

インターネット上で使う仮名。

#### ペドファイル

子どものみを性的要求の対象とする傾向のある人。

#### オークション会場

個人が商品を掲載し、それに対して閲覧者が価格を提示して競りができるしくみをもつホームページ。

#### サーチエンジン

キーワードを入力することで、関連するホームページを検索してくれる機能をもつホームページ。

#### ショッピングモール

買い物ができたり、サービスを受けられたりするインターネット上の店を集めて紹介するホームページ。

# 子どもたちが インターネットに 参加することは……

インターネットには商店街があります。銀行や会議室があります。お話ができる小部屋も、ポルノショップも、デートクラブも24時間オープンしています。

インターネットの世界は現実社会を映し出す鏡です。インターネットは、まさに街の雑踏そのものだと考えてください。

子どもにパソコンや携帯電話を与えて、自由にインターネットにアクセスさせるということは、つまり、子どもを一人で街の繁華街に放り出すのと同じことなのです。

子どもたちが、安全で自由に目的地にたどり着くためには、現実社会と同じようにルールやマナーが不可欠となります。そして、自らを守るための知識が必要になることはいうまでもありません。

また、インターネット上でのコミュニケーションは、すべて自己の責任において行われることを、子どもたちに、しっかりと認識させてください。インターネット上では自分の身は自分で守らなければならないのです。

## 携帯電話とインターネット

携帯電話は近年爆発的に普及し、いまでは多くの高校生や中学生までが利用しています。現在ではNTTドコモのiモードに代表されるインターネット接続機能をもつ機種が主流になりました。もはや携帯電話は単なる持ち歩き可能な電話ではなく、場所を選ばないインターネット接続端末でもあるのです。もちろんそこには、ここに紹介する問題が同じように生じる可能性があります。

# インターネットの世界で 起きていること

## 事例と対策

インターネット上で起こるトラブルの例を示しながら、その対策を紹介します。



コミュニケーショントラブル  
ネットストーキング  
金銭的トラブル  
違法・有害情報  
子どもの性的搾取・虐待

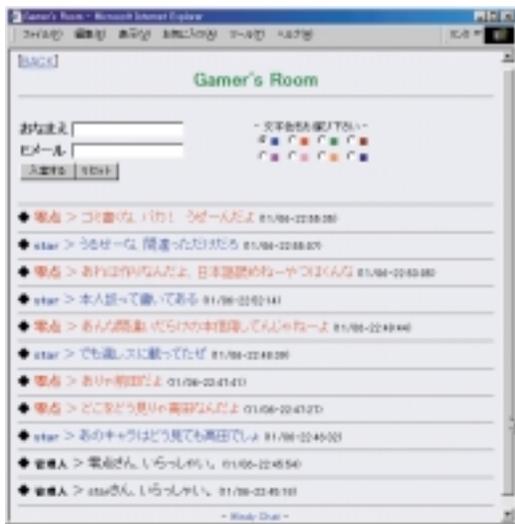
# コミュニケーション トラブル



「チャットルーム」や「掲示板」などでは、意見の違いがエスカレートしてけんかや誹謗・中傷に発展することがあります。また、その報復として個人情報などをネット上に公開されるなど、いやがらせが行われることがあります。

## 事例

1. あるゲームについてのチャットルームで会話を楽しんでいたA君が、ゲームの登場人物のことでB君と言い合いになり、その後あちこちのページで、理由のない悪口を書かれて、收拾がつかなくなった。
2. 人気グループについて情報交換する掲示板でアイドル的存在だったC子さんは、D君のメールにつれない返事をしたために怒りを買った。その後、出会い系のホームページにまるでC子さんが書いたような交際希望のメッセージを公開され、不特定多数の男性からメールや電話が殺到した。



チャットルームでのけんかの例。ちょっとした揚げ足とりや知ったかぶりが大きな言い争いに発展する。

インターネットは、匿名性の高いメディアです。チャットルームや掲示板での会話や議論は、ハンドルネームを使って行われることが多く、本名やメールアドレスを明示する必要はありません。相手の表情が見えない匿名性に守られた会話や議論の場合、人は往々にして尊大になりがちです。また文字だけによる会話や議論では微妙なニュアンスが伝わらず、受け手は発信者の意図を曲解したり、ありもしない攻撃性を感じてしまうことがよくあります。ここにトラブルの種が生まれます。

また、ひとたびトラブルになると、その匿名性ゆえに、相手を傷つけるような暴言や誹謗・中傷がページを超えて展開されることがあります。このときメールアドレスや住所などの個人情報が流出していると、被害はさらに大きくなる可能性があるのです。

## 予防策

会話や議論において、他者の悪口を言ったり、非難したりしない。敵対関係になってしまったら、すぐにその場を離れる。

掲示板やチャットルームなどに参加するときは、ハンドルネームを使い、メールアドレスや住所、電話番号などの個人情報は掲載しない。

## もし、ネット上でいやがらせや攻撃をされたら……

直ちにチャットルームや掲示板の管理者に連絡して、発言の削除を求める。

ホームページのどこかに必ず管理者のメールアドレスが記述されているので、問題の文面を添付し、経緯を明らかにして、削除を求めるメールを送る。

いやがらせのメールが頻繁に届くようなら、メールアドレスを変更する。

契約プロバイダに相談するか、プロバイダを変えるなどして、メールアドレスを変更する。

悪質な場合は、警察に相談する。

各都道府県警察のハイテク犯罪相談窓口へ。  
(連絡先は巻末参照)



# ネットストーキング

ストーカー行為は、しばしば前項で述べたようにコミュニケーションのトラブルが発展して行われます。また、インターネットの匿名性を利用した手口として、同年代や同性に見せかける「なりすまし」で近づく人間もいます。

## 事例

1. あるホームページで同性のメール友達を募集したE子さん。返事をくれたF子さんと気が合いメールの交換を始めた。実際に会おうという話になり、待ち合わせをしたが、現れたのは44歳の男性だった。交際は断ったが、住所や電話番号を教えたため、その後家の周りをうろつかれたり、中傷するビラをまかれたりした。

2. 中学生のG子さんとH君。以前は仲がよく携帯電話のメール機能を使ってよく連絡し合っていた。ところが交際がうまくいかなくなってから、G子さんの名前でネット上の掲示板に、「私とエッチしてください」などとわいせつな文章の書き込みがあった。G子さんには4日間で50人の男性から電話やメールがきた。逆恨みしたH君のしわざだった。



ストーカーたちが連絡を取り合っている掲示板の例。ターゲットにした女性の個人情報を伝え、仲間だけに通じる言葉を使って犯罪行為を煽っている。

たとえこちらがちょっとした感情のすれ違いという程度の認識しかなくとも、ネットワーク上では、相手のダメージを正確に判断することはできません。痛手を負った相手は、別の人間になりすまして、匿名性を利用したりして、過大な攻撃をしかけてくることがあります。ネットストーキングのもっとも悪質な一例として、冷たくされたのを恨み、その女性をレイプしてくれるようにインターネットで呼びかけ、実行させたという事件がありました。

被害が生じる背景には、ほとんどといっていいほど、過去に伏線があります。どこかでトラブルがなかったか思い起こしてみましょう。

また、インターネット上には、女性になりすまして相手に近づき、いたづらをする人々がいいます。本当に信頼できる相手でないかぎり、電話番号や住所などの個人情報を教えるべきではありません。

## 予防策

インターネット上で知り合った相手には、メールアドレスや住所、電話番号などの個人情報を不用意に教えない。

日頃から、相手にダメージを与えるような発言をさける。

少しでもトラブルらしきものがあつたら、警察などへ説明できるように、そのときのやりとりを保存しておく。

## もし、ストーカー行為や誹謗・中傷に合ったら……

プライバシーの侵害や、誹謗・中傷は犯罪となる。思い当たる人間とのやりとりを保存し、証拠として、警察に届け出る。

各都道府県警察のハイテク犯罪相談窓口へ。

(連絡先は巻末参照)

弁護士やネット犯罪被害者を救済する組織に相談する。

インターネット被害対策弁護士団。(連絡先は巻末参照)

# 金銭的トラブル



「ネットオークション」「オンラインショッピング」「アダルトサイト」などでの金銭的なトラブルを紹介します。

## 事例

### オークション、ショッピングでのトラブル

1. ネットオークションで、カードゲームの珍しいカード4枚を7000円で販売するという情報を信じ、送金したI君だったが、いつまでたっても、目的のカードは送られてこなかった。催促のメールを出しても、届かない旨の知らせがきた。

ネットオークションは、売り手が商品の写真やその情報を、ホームページへ掲載するよう運営者に依頼し、一番高い値を付けた人が買う権利を得るといって行われます。運営者は場を提供するだけで、売買の契約や金品の交換は契約者どうしの責任で行われるのがつづです。

### 予防策

インターネットで商品を購入する際には、あらかじめ日本通信販売協会（巻末参照）やNTTの電話番号案内（104番）などで業者の身元を確認する。「先に振り込んでくれた人に商品を譲る」などという言葉には従わない。「料金後払い」や「代金引換」など納得できる支払い方法を選ぶ。

### もし、ネット上の取引でトラブルになったら……

商品が届かず連絡不能になった場合は、メールの写しや送金の控えなどを用意し、最寄りの警察へ被害届を出す。

インターネットショップ全体を管理するモールがある場合は、そのモールの管理者に相談する。

ショッピングモールのホームページにある管理者のメールアドレス宛に、経緯を説明したメールを出す。

国民生活センターなどの消費者相談窓口を利用する。

国民生活センター相談部、または全国消費生活センターへ（いずれも巻末参照）

## 事例

### ダイヤルQ2、国際電話料金などのトラブル

1. J君の家の銀行口座から多額の電話料金が引き落とされた。明細から、特定のダイヤルQ2への通話料金であると判明。コンピュータを調べてみたところ、契約プロバイダからダイヤルQ2へとインターネットの接続設定が変更されていた。
2. 海外のアダルトサイトの会員となり、父親のクレジットカードで会費を支払う契約をしてしまったK君。もうそのサイトは見えていないのに毎月カード会社から引き落とされてしまう。

パルノ画像などを掲載しているホームページには、さらに画像を見る際に、特別なプログラムのダウンロードを促すところがあります。うっかり従うと、ダイヤルQ2や国際電話経由で接続されるようコンピュータの設定が書き換えられてしまいます。

また外国語がよくわからぬままクレジット契約を結んでしまうと、解約しようにも、連絡先がわからなくなってしまうことがあります。

### 予防策

確信がもてない限り「ダウンロード」、「OK」、「Yes」といったボタンをクリックしない。  
メールやホームページから安易にクレジットカードの番号を送信しない。

### もし、身に覚えのない電話料金やクレジット料金を請求されたら……

電話料金の場合は、事情を説明し電話局と交渉する。または、消費者相談窓口へ訴える。

国民生活センター相談部、または全国消費生活センターへ（いずれも巻末参照）

海外とのクレジット契約を解約する場合は、カード会社に請求元の連絡先を聞き、語学に堪能な人に頼んで、文書で解約届けを送信する。受け入れられない場合は、カード会社に「支払い異議申し立て」をする。 各カード会社へ



# 違法・有害情報

インターネットには明らかに違法な情報や、子どもたちにとって有害となりうる情報も公開されています。わいせつな画像だけでなく、薬物情報やその販売、自殺や犯罪を助ける情報などから子どもたちを遠ざけましょう。

## 事例

1. 一晩中自室のコンピュータと向かい合っているL君を心配した母親が、L君の留守中にパソコンを調べると、そこには多数のわいせつな画像が保存されていた。
2. 会社員Mはインターネットを通じて催眠導入剤を入手した。チャットルームで知り合った中学生のN子さんらと一緒にカラオケに行こうと誘い出し「元気がでる薬」だといってカラオケルームでお酒と一緒に粉末の薬を飲ませた。Nさんが気が付いたときには洋服を脱がされ裸を撮影されていた。



薬物販売のホームページの例。この他、自殺補助や爆発物の製造法、子どもポルノなどの情報は簡単に見つかる。

ポルノ画像の中には、女性を虐待しているものや、明らかに法律違反となる18歳未満の少年少女の裸体(いわゆる子どもポルノ)など、子どもの成長にとって有害となりうるものが多く含まれています。また、麻薬や覚醒剤の取引を巧妙に手引きしたり、薬物使用の体験談を掲載するホームページも存在します。さらに、自殺マニュアルや、犯罪行為をそそのかすような情報も見られます。

子どもたちをこれらの情報から守るためには、インターネット上にはあきらかに違法な情報があること、その結果子どもたちの身に危険が及ぶ可能性があることなどを理解させた上で、さらにフィルタリングソフトなどを用いて、違法や有害と思われる情報を排除することが必要です。

## 予防策

いつも子どもがどんなホームページを利用しているか監視する。  
ホームページ閲覧ソフト(ブラウザ)の表示を制限させるよう設定する。  
またはコンピュータにフィルタリングソフトを導入する。(巻末参照)  
有害情報排除機能をもつ子ども用検索エンジンや子ども用ポータルサイトを利用するように指導する。

## もし、違法や有害と思われるサイトを発見したら.....

- 違法や有害と思われる情報を掲載しているプロバイダに連絡し、削除を求める。
- 警察のハイテク犯罪対策室等に連絡する。  
各都道府県警察のハイテク犯罪相談窓口へ。  
(連絡先は巻末参照)

## 用語解説

### フィルタリングソフト

コンピュータに流れ込む情報を一定の判断基準を設けて、取捨選択するソフトウェア。一般的に使われているブラウザにも、一種のフィルター機能が備えられている。

### 子ども用検索エンジン

性表現や暴力表現など子どもに悪影響を及

ぼす情報をあらかじめ遮断して、検索結果を表示するホームページ。

### ポータルサイト

インターネットに接続して最初に訪れる、いわばインターネット世界への玄関となるホームページ。



# 子どもの性的搾取・虐待

最も危険なのは、子どもが自己中心的な大人の性的欲望の対象にされることです。子どもたちが見知らぬ大人からのアプローチを受ける場合があることを知ってください。保護者はこの点に最大限の注意を払う必要があります。

## 事例

1. 東京の有名小学校に通う小学6年生のOさんは、チャットルームで北海道在住の50歳の男性Pと知り合った。Pから「今度、東京へ出張に行くので会おう」と言われ、友達や両親に内緒で約束をしてしまった。その後彼女自身が両親に相談したことによって、被害を防ぐことができた。
2. インターネットで写真撮影会のモデルの募集を見たQさんは、友人と一緒に東京のスタジオへ行った。その撮影会はヌード撮影会で全裸でわいせつなポーズをさせられた上に、何度も売春を強要された。

ペドファイルと呼ばれる小児性虐待者は、子どもの人権をいっさい無視し、自己中心的な欲望で、性的な搾取や虐待を行います。彼らは個人的な欲望を満たすだけでなく、それを写真などに記録して、再びインターネット上に流通させて、利益を得ているのです。

彼らはしばしば、インターネット上で子どもたちと知り合い、安心させた上で、実際に子どもに近づきます。その手口は、チャットルームや掲示板で友達や親切な大人を装い、適当に話題を合わせて会話を続け、メールアドレスや住所を聞き出し、タイミングを見計らって連れ出すというものです。

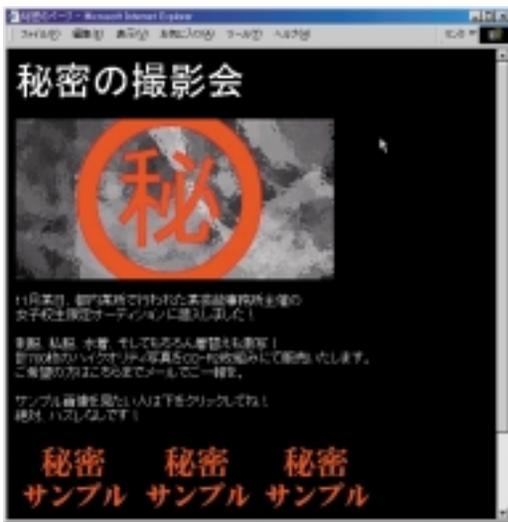
保護者や教師は、子どもたちが正しいコミュニケーションを選択できる能力を身につけるまで、コンピュータで誰と話しているのか、どんな会話をしているのかを把握しておく必要があります。

## 予防策

子どもが正しい判断力を備えるまでは、教育的な効果のない不明瞭なチャットルームや掲示板には参加させない。  
チャットルームで知り合った人と外で会わないよう徹底させる。

## もし性的搾取や虐待の被害に合ったら……

- 直ちに警察に届ける。  
最寄りの警察署または、各都道府県警察本部のハイテク犯罪相談窓口へ。(連絡先は巻末参照)
- 各地の児童相談所に相談する。  
全国の児童相談所一覧は、巻末を参照。



子どもポルノを販売するページの例。違法な画像が頒布される陰には、実際に性的搾取・虐待された子どもたちがいる。

# 子どもにコンピュータを 与えるときには？



## コンピュータはできるだけ 保護者の目の届くところに置きましょう。

子どもの個室にコンピュータを設置することは、子ども部屋に自由に外へ出入りできるドアがあることと同じです。コンピュータはできるだけ、家族の目が届く居間などの共有スペースに置きましょう。

## 子どもがコンピュータを使用できる時間を 決めておきましょう。

香りや温度や痛みなど肉体から得られる情報は、成長過程にある子どもにとって不可欠なものです。インターネット以外の世界から得られる大切な情報を見失わないように、成長に応じて、子どもがコンピュータを使える時間を家庭内で決めておきましょう。

## できる限り個人情報はインターネットに 流さないように教えましょう。

インターネットは自己責任の世界であり、ここで起きた問題は自分で責任をとる必要があることを理解させてください。その上で危険を回避するために、インターネット上に個人情報を流すべきではないことを教えてください。

## 子どもが見るホームページやチャットルームは ときどき確認しましょう。

子どもがどんなホームページを見ているのか、チャットルームや掲示板で誰とどんな話しをしているのかをときどき確認しましょう。インターネットの性質やルールを理解するまではチャットルームや掲示板の利用は勧められません。

## インターネット上には、良い人も悪い人も 存在することを知らせましょう。

チャットルームや掲示板で子どもたちが相手をしているのは、決してコンピュータではなく現実の人間であること。したがって、そこには、良い人も悪い人も存在していることを教えてください。

## インターネットのルールについて 子どもと話し合ひましょう。

インターネットで起こる可能性がある問題について、子どもを交えてオープンに話し合ってください。相手は人間であること、現実のコミュニケーションであることを前提にして、どうしたら上手なコミュニケーションが築けるか話し合ってください。

## 保護者もコンピュータについて 学んでください。

コンピュータやインターネットがどのように素晴らしく、どのように危険なのかを、保護者も積極的に学んでください。子どもが教師になってくれる場合もあるでしょう。子どもから教わることで彼らがどんな環境にいるのかがわかります。

## 身近な子ども同士の、現実のコミュニケーションの 楽しさ、大切さを教えましょう。

最後に、身近な子ども同士が、顔を見ながら相手の気持ちを押し量って会話をする大切さ、体を触れあって遊ぶことの楽しさを教えてください。これらの体験は、インターネットでのコミュニケーションを円滑にする基礎となります。

## 子どもの性的搾取・虐待を考える いま、世界の子どもたちに 起きていること

インターネットは国境を取り払いました。わたしたちは、世界中の人々と交流ができる素晴らしい道具を手に入れた反面、子どもポルノの流通、氾濫という悲しい現実と直面することになりました。

世界の子どもたちが置かれている現実を紹介しましょう。



©Kaoruko Kikuchi

### インターネットと 子どもポルノ

残念なことに日本は現在、世界中にばらまかれている子どもポルノの一大供給基地になっています。それは1999年11月のいわゆる「子ども買春・子どもポルノ禁止法」施行以後も変わるどころか、インターネットの普及によって拡大しています。

デジタル化された写真やビデオは、永久に保存される。

インターネットによって瞬時に世界中に流通する。

インターネット上では発信者を特定しにくい。

このような理由から、インターネット上では違法な子どもポルノが氾濫しているのが現実です。

大量の子どもポルノが氾濫している現実とは、どういうことでしょうか？それは、大勢の子どもたちが犯罪者によって実際に陵辱されているということです。デジタル画像の向こう側に確かに実在する、心身をズタズタにされた子どもたちのことを考えてください。彼らの傷は一生消えることはありません。

### 子どもの 人身売買の実態

子どもポルノを調査すると、日本の子どもとともに、東南アジアの子どもが被害にあっていることがわかります。このような子どもポルノ氾濫の背景には、東南アジアを中心に蔓延

する子ども買春と、子どもの人身売買の実態があります。たとえばタイを例にとると、3～10万人の子どもが性産業に従事しているという報告があります。

貧困や家庭環境、因習などの条件を利用して、子どもを性産業に売り飛ばしている組織があります。そして歓楽街でその子どもたちを買う人間がいるのです。その中には日本人ツーリストも多く含まれています。インターネットに氾濫する子どもポルノには、明らかにツーリストを装った日本人が撮影したと思われるものも含まれています。

インターネット上で子どもポルノが発信される背景には、実際に誘い出され陵辱された子どもや性産業に売り飛ばされた子どもたちが存在することを、考え併せてください。そして、このことについても子どもたちと話し合ってください。

## 関連団体・参考ホームページ

相談機関の連絡先は、変更されている場合があります。最新の情報については、当ホームページ「悩んでいるあなたへ」の「相談窓口」  
<http://www.awf.or.jp/help/index.html#help>でご覧いただけます。

## 詐欺・ストーカー・性的搾取・虐待への相談窓口

## 公共機関

## 警察庁

[http://www.npa.go.jp/police\\_j.htm](http://www.npa.go.jp/police_j.htm)

「ハイテク犯罪対策」のページに各都道府県警察本部のハイテク犯罪相談窓口のリストが掲載されている。

## 郵政省 電気通信消費者相談センター

03-3504-4177 (平日9:30 ~ 18:00)

インターネットをはじめ電気通信サービスにかかわる相談に応じる。専門の機関も紹介。

## 国民生活センター

<http://www.kokusen.go.jp/>

03-3446-0999 (国民生活センター相談部)

消費者取引をめぐるトラブルの苦情や問い合わせ等を専門の相談員が受け付け、公平な立場で相談の処理にあたる。相談は電話で。メールでの受付はしていない。

## 全国の消費生活センター (リスト)

<http://www.kokusen.go.jp/soudan/map/index.html>

全国の消費生活センターを都道府県別に分類して掲載し、名称、住所、相談電話番号、FAX番号を収録。

## 全国の児童相談所 (リスト)

<http://village.infoweb.or.jp/fwge4836/ichiran.htm>

柴田長生氏が提供するページ「児童福祉スクエア」に掲載されている。

## 民間

## インターネット消費者被害対策弁護士団

<http://homepage1.nifty.com/kito/licp.html>

インターネット上のトラブルの電話相談 (毎月下旬)

相談事項を書いて [licp@mm.newweb.ne.jp](mailto:licp@mm.newweb.ne.jp) へメールで申し込む。メールアドレスだけでなく、住所、電話番号、FAX番号等の記載が必要。緊急性のある相談には随時対応。

## 社団法人 日本通信販売協会 「通販110番」

<http://www.jadma.org/> 03-3434-0550 (消費者相談窓口 平日10:00 ~ 16:00)

通信販売で困ったときの相談窓口。「かしこい通販利用法」などの記事も参考になる。

## 「WEB110」

<http://web110.com>

ネット犯罪の被害相談。チェーンメール、アダルトサイト、掲示板などのトラブルや相談事例集の掲載。アダルトサイトの解約、ネット詐欺やストーカー被害の調査等の有償サポート。

## 「ネット被害対策室」

<http://www02.u-page.so-net.ne.jp/ya2/njksn/higai.html>

掲示板でネット被害についての相談を受け付けている。過去のトラブル相談と解決法が豊富に紹介されている。

## 参考ホームページ

## インターネット弁護士協議会のホームページ

<http://www3.justnet.ne.jp/ilc/>

「ネット通販 (オンラインショッピング) と法律」といった解説や、法律相談が可能なホームページを紹介。

## 「インターネットを利用する方のためのルール&amp;マナー集」

<http://www.nmda.or.jp/enc/rules-internet.html>

電子ネットワーク協議会 (財団法人ニューメディア開発協会内) が取りまとめた詳細なルール&マナー集。

## 「電子商取引HP」

<http://www1.sphere.ne.jp/jca-home/densi/index.html>

財団法人日本消費者協会が公開するインターネットショッピング等に関する解説ページ。「消費者啓発」の項に相談事例がある。

## 社団法人 著作権情報センター

<http://www.cric.or.jp/> TEL 03(5353)6921 FAX 03(5353)6920

著作権に関する総合情報ホームページ。著作権についてのQ&Aコーナーがある。

## 日本クレジットカード協会

<http://www.jcca-office.gr.jp/>

銀行系のクレジットカード会社が提供するクレジットカードに関するホームページ。「インターネットでのカード利用の際のご注意」「お客様相談室」など。

## 市販日本語対応フィルタリングソフト (リスト)

<http://www.nmda.or.jp/enc/rating/nihongo.html>

市販されているフィルタリングソフトのリスト。電子ネットワーク協議会のレーティング/フィルタリング情報ページの一部。フィルタリングについての詳細はここで。

## 子ども用検索エンジン・子ども用ポータルサイト

yahoo!きッズ <http://kids.yahoo.co.jp/>

CRNナビゲータ [http://www.crn.or.jp/NAVI/MENU\\_F.HTM](http://www.crn.or.jp/NAVI/MENU_F.HTM)

みーつけた <http://kensaku.jr.chiba-u.ac.jp/mikke.html>

yahooligans (英語) <http://www.yahooligans.com>

こねっとgoo <http://www.goo.wnn.or.jp/>

学校検索 <http://sagasu.jr.chiba-u.ac.jp/>

CRN 学校検索 [http://www.crn.or.jp/NAVI/SEARCH1\\_F.HTM](http://www.crn.or.jp/NAVI/SEARCH1_F.HTM)

Super Snooper (英語) <http://snooper.com/>

Ask Jeeves KIDS (英語) <http://www.ajkids.com/>

サーフモンキー「キッズチャンネル」 <http://japanese.surfmonkey.com/>

ディズニーのサイバーネチケットコミック <http://www.disney.co.jp/cybernetiquette/>

ネットクラスルーム <http://www.education.ne.jp/>